

広報

令和7年
8月8日号



舟形町のあゆみ 第55話

No. 665

ふな がた

お知らせ版



令和元年(2019年)
東京都世田谷区との
自治体間連携フォーラムを開催。

8月15日は終戦の日です

町では、先の大戦で亡くなられた方々の追悼と平和を祈念するため、役場庁舎前に半旗の掲揚を行います。また、15日の正午に防災無線でお知らせしますので、黙祷へのご協力をお願いします。

▼問い合わせ／舟形町健康福祉課福祉係 ☎(32) 0655

がまんせず、熱中症予防を。

クーリングシェルター

熱中症対策として、危険な暑さから身を守り、どなたでも自由に休憩が取れるように、冷房設備がある町内の公共施設を「クーリングシェルター」として開放しています。お気軽にご利用ください。

場 所	利 用 時 間
舟形町役場	午前8時30分～午後5時15分
中央公民館	午前8時30分～午後5時15分
観光物産センター	午前8時30分～午後5時
生涯学習センター	午前8時30分～午後5時15分
農村環境改善センター	午前8時30分～午後5時15分
交流施設「ふなぼん」	【火・水曜日】 正午～午後7時 【木・金・土曜日】 午前10時～午後5時



※各施設の休館日は利用できません。

▼問い合わせ／舟形町まちづくり課企画調整係 ☎(32) 0104

最上地域議員協議会

最上地域選出の県議会議員が、最上地域における課題や施策展開などについて、調査や審議を行う「最上地域議員協議会」を開催します。お気軽にお越しください。

▼日時／8月28日(木)

午後1時30分

▼場所／最上総合支庁

▼申込み／

会場で当日受付(午後1時)

▼問い合わせ／

最上総合支庁総務企画部総務課

☎(29) 1211

山形県パソコンボランティア養成講座

障がいのある方のパソコンやスマホの使い方を支援してみませんか。

▼日時／

9月6日(土)、7日(日)、

13日(土)、14日(日)

午前10時～午後3時

▼場所／山形県身体障害者福祉会館(山形市)

▼対象／パソコンやスマホの操作ができる方

山形県農業総合研究センター畜産研究所

▼定員／10名

▼参加費／無料

▼申込み・問い合わせ／

(社福)山形県身体障害者福祉協会

☎023(686) 3690

※詳しくは下の

QRコードから



畜産研究所・参観デー

研究所の活動内容に触れることができるイベントです。展示の見学や試食ができます。

▼日時／9月6日(土)

午前9時～午後3時

▼場所／山形県農業総合研究センター畜産研究所(新庄市)

▼内容／

・最新の研究成果の紹介と展示

・ホルスタイン種子牛の展示

・子牛のスケッチコーナー

・鶏卵、牧草ロールお絵描きコーナー

・大型トラクターの展示

・山形牛、やまがた地鶏の試食

※試食は数量限定です。

▼参加費／無料

▼問い合わせ／

山形県農業総合研究センター畜産研究所

☎(23) 8819

令和7年度社会福祉法人舟和会 新規職員採用試験

▼試験区分と採用予定人員等／

試験区分	採用予定人員	資格要件
看護職員	3名	看護師、准看護師
介護職員	3名	介護福祉士、社会福祉士 ※資格取得見込みの方、無資格・未経験でも意欲のある方

▼受験資格／

- ・高等学校以上を卒業した方
- ・看護師については夜勤または夜間待機可能な方、介護職員については夜勤可能な方
- ・介護職員については、昭和61年4月2日以降に生まれた方
- ・通勤可能な方(光生園・えんじゅ荘・ほなみ) ※普通自動車運転免許を有する方

▼試験科目／書類選考(履歴書・資格)、筆記試験(一般教養)、小論文、面接試験

▼試験日／10月4日(土)

▼試験会場・受験申込書請求先／光生園(来園または法人ホームページからダウンロード)

▼受付期間／8月12日(火)～9月22日(月)《当日消印有効》

午前9時～午後4時(土、日、祝日をのぞく)

※詳しくは下のQRコードから確認できます。

▼合格発表／10月24日(金)

▼採用時期／令和8年4月1日(予定)

▼申込み・問い合わせ／社会福祉法人舟和会 障がい者支援施設 光生園 ☎(32)2770





ガンバルめがみちゃん応援キャンペーン

**各事業者
独自商品券**



**30%
プレミアム
付き♪**

購入店でのみ利用できる商品券（30%プレミアム付）を各事業所で販売します。ぜひ、ご購入ください。
※舟形町プレミアム付商品券事業（ふながた元気 得々お買物券）とは異なります。

▼利用可能期間／各事業所（下表参考）※8月1日現在

▼販売金額／1冊5,000円（6,500円分の商品券）

▼購入限度額／各事業所（下表参考）

▼問い合わせ／各事業所（下表参考）

QRコードから
最新版事業所一覧
を確認できます。



事業所名	所在地	業種等	販売・利用可能期間（予定）	購入限度額	問い合わせ
●小国自動車整備工場	富 田	サービス	6月2日～11月30日	6冊（30,000円）	（32） 3017
●サロンドヴィーナス	舟 形	サービス	6月10日～11月30日	3冊（15,000円）	（32） 1364
beauty studio clover	舟 形	サービス	7月1日～12月31日	6冊（30,000円）	（31） 0056
小国川観光	舟 形	飲 食	6月10日～10月12日	6冊（30,000円）	（32） 3280
猿羽根自動車整備工場	舟 形	サービス	7月1日～12月31日	4冊（20,000円）	（32） 2221
大地オートライフ	舟 形	サービス	7月7日～12月31日	6冊（30,000円）	（32） 3431
町家 き乃川	舟 形	飲 食	7月7日～12月31日	6冊（30,000円）	（32） 3546
O・P理容室	長 沢	サービス	8月1日～ 令和8年1月31日	6冊（30,000円）	（33） 2627
舟形若あゆ温泉 観光物産センターめがみ	長 沢 舟 形	飲 食 小 売 サービス	7月20日～12月31日	6冊（30,000円）	（32） 3655
萬歳鯉屋	舟 形	小 売	8月1日～ 令和8年1月31日	6冊（30,000円）	（32） 2148
産直まんさく	舟 形	小 売	8月1日～ 令和8年1月31日	6冊（30,000円）	（29） 5370
（株）佐藤良蔵商店	舟 形	サービス	8月1日～ 令和8年1月31日	6冊（30,000円）	（32） 2166
肉の阿部	舟 形	小 売	8月1日～ 令和8年1月31日	6冊（30,000円）	（32） 3256
寿し舟	舟 形	飲 食	8月1日～ 令和8年1月31日	6冊（30,000円）	（32） 2145
中華そば 雅	舟 形	飲 食	8月1日～ 令和8年1月31日	6冊（30,000円）	080 （5572） 6827

※参加事業所については舟形町ホームページで随時更新します。●がついている事業所は完売しました。

防災士養成講座

受講者募集

山形県防災士養成研修講座の受講者を募集します。補助制度あり。

▼日程

10月25日(土)～26日(日)

▼場所

庄内総合支庁

▼対象者

自主防災組織のリーダーなど、地域防災に興味のある方

▼受講要件

・防災士養成研修講座の受講までに事前課題と普通救命救急講習を修了すること。

※日本防災士機構の定める防災士試験の受験資格を満たすために必要です。普通救命救急講習の日程は、受講希望者と相談します。

・全講習終了後、日本防災士機構の定める防災士資格取得試験を受験し、合格した場合は防災士認定証登録をします。

▼費用

12,000円

※費用は資格取得後に町が全額補助します。

▼定員

7名

▼申込・問い合わせ

舟形町住民税務課危機管理室

(32) 01555

※詳しくは下のQRコードを

QRコードを

QRコードを

QRコードを

QRコードを

QRコードを

QRコードを

QRコードを

QRコードを

QRコードを

QRコードを



「もうけ話」に要注意！

投資や副業といったもうけ話による消費者トラブルが年齢を問わず発生しています。



暗号資産、仮想通貨の投資で簡単に儲かる！

1日10分で簡単に稼げる♪ #副業

もうけ話を聞いたら、まず疑いましょう！！

このフレーズの勧誘があった際は**要注意**

- 「必ず」「確実」 ⇒ 確実にもうかる話はありません。
- 「楽して」「簡単」 ⇒ 楽して簡単に成功する話はありません。
- 「高利回り」 ⇒ 高利回りは高リスクの可能性があります。

ご家族などが集まりお話する機会に、もうけ話のトラブルが起きていないかの確認と、注意喚起をお願いします。



県消費生活センターキャラクター
“ケロちゃん”

おかしいな、困ったなと思ったら、

▼問い合わせ／消費者ホットライン **188 (いやや!)** (局番無し3ケタ)

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！

参加費無料

スマホ講座 毎週開催

健康ポイント
対象事業



スマートフォンについて、わからないことは何度でも。個別相談も受け付けます。

9月の開催日	時間	会場
毎週木曜日	午後2時～4時	富長交流センター (富長会場)
	午後6時30分～8時30分	農村環境改善センター (堀内会場)
毎週金曜日	午後1時30分～3時30分	中央公民館 (舟形会場)
	午後3時30分～4時30分	中央公民館 ※よろず相談 (舟形会場)
毎週土曜日	午後1時30分～3時30分	長沢集学校 (長沢会場)

▼問い合わせ／長沢集学校 ☎ (29) 8255

電磁石銃(コイルガン)の無許可所持禁止について

銃砲刀剣類所持等取締法の改正に伴い、電磁石銃が所持禁止の対象となります。電磁石銃を所持している方は、8月31日までに手放すか、所持許可を申請してください。9月1日以降は不法所持となります。

電磁石銃を所持している方は、警察署に連絡してください。

▼問い合わせ／新庄警察署生活安全課 ☎ (22) 0110

福祉係からのお知らせ

各種手当について、変更事項が発生した場合は窓口での手続きが必要です。

8月は児童扶養手当の現況届、特別児童扶養手当の所得状況届の提出月です。提出がない場合は、手当を受給できなくなります。ご注意ください。

児童扶養手当

父（または母）の死亡、父母の離婚などで父親（または母親）と生計を別にしている（もしくは父または母が一定の障がいを持つ）、18歳未満の児童（一定の障がいがある場合は20歳未満）が健やかに育成されるように、児童の養育者に支給されます。※所得制限があります。

▼支 払 額／・全額支給：1ヵ月あたり46,690円
・一部支給：1ヵ月あたり11,010円～46,680円
※第2子、第3子がいる方には加算があります。

▼支 払 月／奇数月に2ヵ月分の支給となります。

▼手 続 き／新規申請、他の市区町村からの転入、氏名住所変更、支払口座の変更等、福祉係窓口で手続きが必要です。

▼持 ち 物／申請者名義の通帳、個人番号のわかるもの、戸籍謄本など

▼そ の 他／

- ・婚姻を解消していても、父または母の配偶者に養育されている場合などは支給対象外です。
- ・変更事項が発生した場合にはお早めにご連絡ください。手当の返還を求められる場合があります。
- ・受給者または児童が公的年金給付等（老齢福祉年金、遺族補償など）を受給している場合、その額により全部または一部が制限されます。

《山形県ひとり親家庭応援センター 出張相談について》

8月25日に福祉避難所「てとて」で県の相談員による出張相談があります。手当の受給相談・支援や就学資格取得、困りごと相談など、利用の際は福祉係まで申込みください。

特別児童扶養手当

20歳未満の精神や身体に障がいのある児童が健やかに育成されるように、児童を在宅で養育している両親等に支給されます。※所得制限があります。

▼支払額／・特別児童扶養手当の1級：1ヵ月あたり56,800円
・特別児童扶養手当の2級：1ヵ月あたり37,830円

▼支払月／4月、8月、11月の各11日（支給日が土・日・祝の場合は、その直前の平日）

▼手続き／新規申請、他の市区町村からの転入、氏名住所変更、支払口座の変更等、福祉係窓口で手続きが必要です。

▼持ち物／申請者名義の通帳、診断書、個人番号の分かるものなど

▼その他／提出された診断書を基に、県が障がい審査を行います。

▼申込み・問い合わせ／舟形町健康福祉課福祉係 ☎ (32) 0655

町民のみなさまへ

マイナンバーカードを使って

コンビニでいつでも 住民票など かんたんに 取得できます



利用可能時間

午前6時30分

から

午後11時

(土・日・祝日も利用可能)

※メンテナンス時および12月29日
～1月3日は利用できません

必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・数字4桁の暗証番号
(利用者証明書用電子
証明書)

利用可能店舗

マルチコピー機が設置され
ている全国のコンビニなど

【例】

- ・ファミリーマート
- ・セブンイレブン
- ・ローソン
など



取得できる証明書

役場窓口より

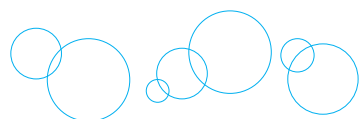
100円お得♪

※15歳未満の方やDV等支援措置対象者などは利用できない場合があります。

種 類	手数料	取 得 で き る 証 明 書
住民票の写し	300 円	本人および同一世帯員の住民票
印鑑登録証明書	300 円	印鑑登録している本人の証明書

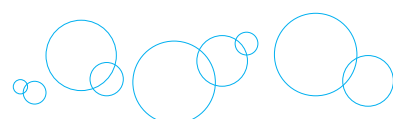
窓口が開いていない休日や夜間も証明書が取得できます。ぜひご利用ください。

【問い合わせ】 舟形町住民税務課住民係 ☎(32)0211

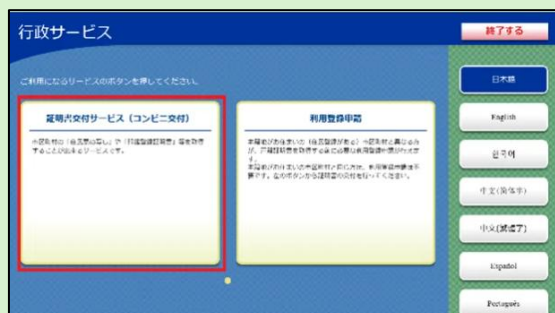


かんたん

交付ステップ



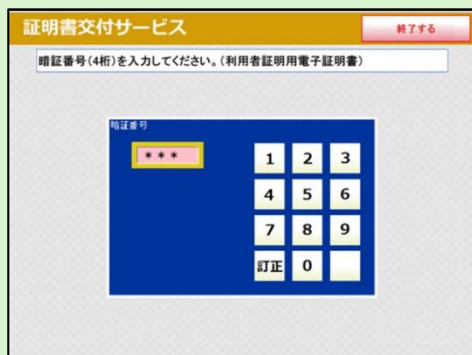
- ①マルチコピー機の画面表示から、「行政サービス」→「証明書交付サービス（コンビニ交付）」を選択する。



- ②マイナンバーカードをセットし、「お住まいの市区町村の証明書」を選択する。



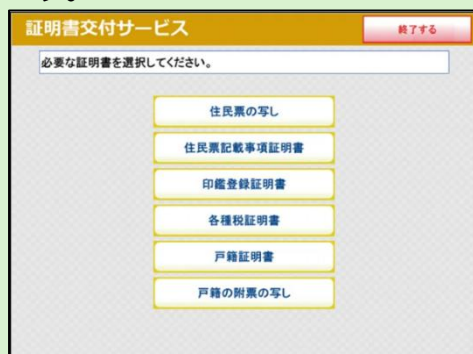
- ③マイナンバーカードの数字4桁の暗証番号を入力する。



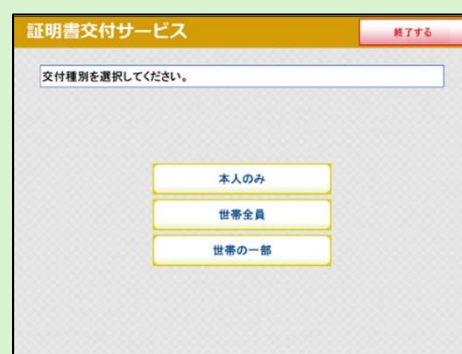
- ④カードを取り外す。



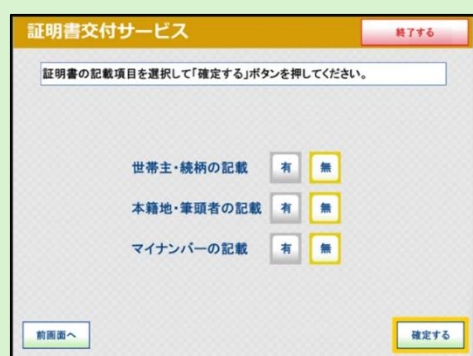
- ⑤必要な証明書を選択する。
※町では住民票と印鑑証明書のみ交付可能です。



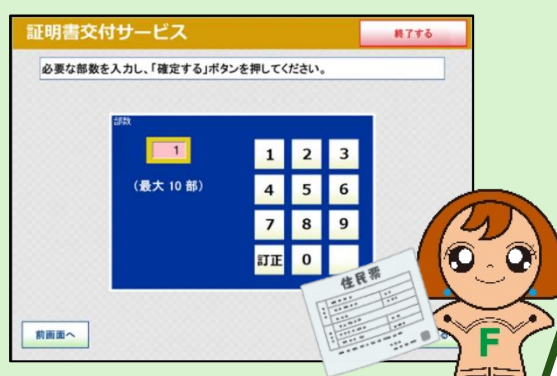
- ⑥住民票の場合、世帯全員分（謄本）か個人分（抄本）かを選択する。



- ⑦住民票の場合、記載する項目を選択する。
※町ではマイナンバーの記載はできません。



- ⑧部数を選択し、手数料を支払うと証明書が印刷されます。





山形県国民健康保険に加入の皆さまへ



「国民健康保険制度の概要」と
「マイナンバーカードのメリット」についてお知らせします。

国民健康保険制度のしくみって？

国民健康保険(国保)は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるように、日ごろからお金(保険料)を出し合って医療費に充てる、互いに助け合う医療保険制度です。自営業の方や農業を営んでいる方など、職場の健康保険(健康保険組合、各種共済組合など)、後期高齢者医療制度に加入している人や生活保護を受けている人を除いたすべての方を対象に、山形県と県内の市町村が協力して運営しています。

保険料(税)の決め方って？

次の3つの計算方法を組み合わせ、一世帯当たりの保険料(税)が決まります。

所得割	その世帯の所得に応じた計算	*未就学児の場合は、均等割額の軽減が行われます。
均等割	その世帯の加入者数に応じた計算	*所得の低い人は、世帯の所得に応じて保険料(税)(均等割・平等割)の軽減措置が受けられる場合があります。
平等割	一世帯当たりいくらかと計算	*後期高齢者医療制度の人(75歳以上)と世帯を一にする国保被保険者の場合は、保険料(税)の負担が急激に増加しないよう各種軽減措置が設けられています。
		*倒産や解雇などの事業主の都合で離職した場合、保険料(税)の軽減が受けられる場合があります。

保険料(税)の納め方って？

納める人は世帯主

保険料(税)を納めるのは世帯主です。世帯主が国保に加入していない場合も、保険料(税)を納入する義務は世帯主にあります。

国保料(税)は国保を運営するための大切な財源です。必ず納期限内に納めましょう。

いつから納めるの？

保険料(税)を収めるのは、国保の被保険者としての資格を得たときからです。届け出が遅れた場合は資格を得たときまで遡って納めます。

保険料(税)は年齢によって異なります

40歳未満の人の場合

介護保険の加入者ではありません



国民健康保険料(税)
医療分
高齢者支援金分

40歳～64歳の人の場合

介護保険の第2号被保険者



国民健康保険料(税)
医療分
高齢者支援金分
介護分

65歳以上の人の場合

介護保険の第1号被保険者



国民健康保険料(税)
医療分
高齢者支援金分

介護保険料
介護分

*世帯内の国保加入者が全員65歳以上の場合は、原則として世帯主の年金から天引きされます。(特別徴収)

保険料(税)の納付は口座振替(普通徴収)が便利です！

口座振替にすれば、納め忘れの心配がなくなります。また、一度手続きをすれば翌年度以降も自動的に更新されるので便利です。詳しくは国保担当窓口へお問い合わせください。

保険料(税)を滞納すると

保険料(税)を滞納すると、高額療養費の限度額適用認定が受けられなくなったり、医療機関等を受診した際に医療費をいったん全額自己負担することになります。

特別な事情により納付が困難なときは、申請により分割納付なども可能です。滞納のままにせず、お早めにご相談ください。

医療機関等にかかるとき

医療機関等の窓口でマイナ保険証または資格確認書を利用すれば、年齢などに応じた負担割合で医療を受けることができます。
※現在お持ちの健康保険証は記載の有効期限まで使用いただけます。

小学校入学前 **2割**

小学校入学後70歳未満 **3割**

70歳以上75歳未満 **2割～3割** (※)

(※) 現役並み所得者の方は3割負担です。

いったん全額自己負担したとき

次のような場合は、いったん全額自己負担しますが、国保担当窓口へ申請し、審査決定すれば、自己負担を除いた分が払い戻されます。

やむを得ずマイナ保険証や資格確認書を持たずに診療を受けたとき

はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき
(医師の同意が必要)

手術などで輸血に用いた生血代がかかったとき
(医師が必要と認めた場合)

骨折やねんざなどで国保を扱っていない
柔道整復師の施術を受けたとき

医師が治療上必要と認めたコルセットなどの
補装具代を購入したとき

海外滞在中に診療を受けたとき
(治療目的の渡航は除く)

高額療養費について

医療機関に支払った1カ月の一部負担金が一
定額(自己負担限度額)を超えた場合、その超え
た分が高額療養費として払い戻されます。

高額療養費として払い戻し

自己負担限度額

一部
負担金

70歳未満の人の場合

医療機関の窓口で「限度額適用認定証(所得区分ア～エの人)」または、「限度額適用・標準負担額減額認定証(所得区分オの人)」を提示すれば、自己負担限度額までの支払いとなります。事前に国保担当窓口にて申請してください。

70歳未満の人または国保世帯の限度額

所得区分	自己負担限度額
ア 基礎控除後の所得 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%(多数回該当:140,100円)
イ 基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%(多数回該当:93,000円)
ウ 基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(多数回該当:44,400円)
エ 基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円(多数回該当:44,400円)
オ 住民税非課税	35,400円(多数回該当:24,600円)

*()内の金額は過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額です。

*1つの医療機関での自己負担(院外処方含む)では自己負担限度額を超えない場合でも、同月の別の医療機関での自己負担(21,000円以上)を合算することが可能です。

70歳～74歳の人の場合

外来の場合は、一部負担金が外来の自己負担限度額を超えたとき、超えた分が高額療養費としてあとから払い戻されます。(入院の場合は、入院の自己負担限度額までの支払い)。また、すべての外来・入院の一部負担金は世帯合算の対象となります。

なお、医療機関の窓口で「限度額適用認定証(現役並み所得者ⅡとⅠ)」または「限度額適用・標準負担額減額認定証(低所得者Ⅱ・Ⅰ)」を提示すれば、自己負担限度額までの支払いとなります。事前に国保担当窓口にて申請してください。

70歳～74歳の人の限度額

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%(多数回該当:140,100円)	
現役並み所得者Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%(多数回該当:93,000円)	
現役並み所得者Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(多数回該当:44,400円)	
一般	18,000円(年間上限14.4万円)	57,600円(多数回該当:44,400円)
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

*()内の金額は過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額です。

*月の途中で75歳の誕生日を迎えると、移行した後期高齢者医療制度と移行前の医療制度、それぞれのその月の自己負担限度額が1/2となります。



自己負担額の計算

- 1 暦月ごとの計算(月の1日～末日まで)
- 2 同じ医療機関ごとの計算
- 3 同じ医療機関でも医科と歯科、入院と外来はそれぞれ別計算 ※70歳～74歳の人の外来はすべての医療機関の支払いを合算します。
- 4 2つ以上の医療機関にかかった場合は別計算
- 5 入院時の食事代や差額ベッドなどの保険適用外の医療行為は対象外

特定疾病で長期間高額な治療が必要な場合

厚生労働大臣が指定する先天性血液凝固因子障がいの一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の人は、「特定疾病療養受領証」(申請により交付)を医療機関の窓口で提示することで、自己負担限度額は1か月1万円となります。※慢性腎不全で人工透析が必要な70歳未満の所得区分ア・イの人は1か月2万円までの自己負担限度額。※マイナ保険証の場合は提示不要。(ただし申請は必要)

医療費が高額になった世帯に介護保険受給者がいる場合

医療費が高額になった世帯に介護保険受給者がいる場合、国保と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に、自己負担の年額を合算して限度額を超えたときには、申請によりその超えた分が支給されます。

国・保・あ・れ・こ・れ



入院したときの食事代

入院したときの食事代は、下記の標準負担額を自己負担します。
＜入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）＞

一般（下記以外の人）	490円（一部280円）
住民税非課税世帯 低所得者II	過去1年間で 入院が90日以内 230円 入院が91日以上 180円
低所得者I	110円

※住民税非課税世帯、低所得者I・IIの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が「標準負担額減額認定証」が必要となります。国保担当窓口に交付申請してください。（マイナ保険証の場合は不要）また、91日以上入院の場合は、改めて申請が必要です。（マイナ保険証の場合も必要）

※65歳以上の人が療養病床に入院したときは、食費1食当たり490円（一部医療機関では450円）・居住費1日当たり370円を自己負担します。所得や疾病などにより、負担額が異なります。



国保が使えない時

- ◆病気とみなされないもの 健康診断、予防注射、美容整形など
- ◆ほかの保険が使えるとき 仕事上の病気やけがなど
- ◆保険給付が制限されるとき 故意の事故、けんかや泥酔による病気やけがなど



多剤服用（ポリファーマシー）に注意しましょう

何種類の薬を同時に服用し、副作用や薬害有害事象など害をなすものを「ポリファーマシー」と呼ばれ、問題になっています。お薬手帳は1人1冊にまとめ、薬のことで不安や問題がある場合は、かかりつけ薬剤師に相談しましょう。



セルフメディケーションについて

セルフメディケーションとは、定期的に健診を受け軽度の体調不良には、自分自身で上手にOTC医薬品（市販薬）を使うなどして積極的に健康を管理することです。健康意識の高まりは医療費の節約にもつながります。



交通事故などにあったとき

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合でも、国保で医療機関にかかることができます。その際には必ず国保窓口へ連絡し、「第三者行為による傷病届」を提出してください。加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなる場合があります。

示談の前に必ず国保にご相談ください。

第三者行為とは

- 他人の飼い犬にかまれたとき
- 他人の落下物に当たったとき
- 飲食店などで食中毒にあったとき
- 傷害事件に巻き込まれたとき など



こんなときにも支給があります

子どもが生まれたとき（出産育児一時金）

出産したとき支給されます。妊娠12週（85日）以降であれば死産・流産でも支給されます。原則、国保から医療機関等に直接支払われます（直接支払制度）。

※直接支払制度を利用しない場合や、出産費用が出産育児一時金の支給額に満たない場合は、申請が必要となります。

死亡したとき（葬祭費）

被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った人に支給されます。

移送費がかかったとき（移送費）

医師の指示により、入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請して必要と認めた場合に支給されます。



ご存じですか？リフィル処方箋

症状が安定している人に対して、医師が決めた期間・回数内（3回を上限）で、繰り返し使用できるように発行する処方箋のことです。従来の処方箋に比べて、同じ薬をもらうための受診回数を減らすことができます。

また、「薬剤師のサポートが必要」と医師が判断した場合に、長期処方された処方箋を最大3回に分割して調剤を行うことを分割調剤といいます。

さらに、患者の症状が安定している場合には、医師により処方日数の長期（28日以上）の処方を行うことができます。（長期処方）

マイナンバーカードで、健康保険証を利用すると いろんな場面でいいことがたくさんあります！

医療機関や薬局では…



メリット
その①

より適切な
医療サービス
が受けられる！

薬の重複や飲み合わせも
防げます！



メリット
その②

限度額を超えた
医療費も手続きなしで
支払い不要に！

一時的な負担や事前手続き
がなくなって便利！



日常生活では…



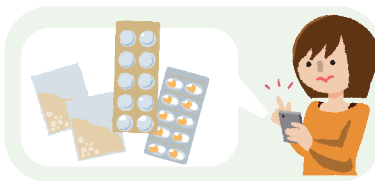
メリット
その①

転職や引越しても
健康保険証として
ずっと使える！



メリット
その②

マイナポータル上で
薬の情報や特定健診情報など、
いつでも確認できる！



メリット
その③

医療費控除の
確定申告手続きが
簡単に！



災害時にも安心

災害などの緊急時には、マイナンバーカードがなくても口頭の同意だけで薬歴などの情報を医師や薬剤師に共有できます。万が一の時に適切な薬の処方が受けられるので、安心です。

マイナポータルとは

3ステップで
使用できます！

STEP1

マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。

ご自身のマイナンバーカードと、登録した利用者証明用電子証明書パスワード(4桁)を用意。



STEP2

パソコン・ICカードリーダーライターもしくは、スマートフォンを用意。



STEP3

利用者登録を行う。

田中 太郎

登録

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、 これまでどおりの医療を、あなたに。

令和6年12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。

また、今お持ちの保険証は、有効期限まで利用できます。

有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方

申請不要で資格確認書をお届けします。

新たに後期高齢者になった方

申請不要で資格確認書をお届けします。※令和7年7月末まで

マイナ保険証での受診が困難な方
(ご高齢の方・障害をお持ちの方など)

申請いただくことで資格確認書をお届けします。



保健センターだより



◆乳幼児健診および講座◆

※各講座の申込みは、スマートフォンなどの母子手帳アプリ「めがみちゃん」からも可能です。

月日	健診名	対象年齢	受付時間	集合場所	持ち物
9月9日(火)	産後ママのストレッチ講座 ※要事前申込み	産後1年くらいまでの 産婦さんとお子さん	午前9時50分～ 10時	福祉避難所 てとて	バスタオル1枚、ミルク、オムツ等 ※動きやすい服装でお越しください
9月18日(木)	歯科健診・フッ素塗布	令和3年4～8月生、12月生 令和4年1・2月生	午後1時～ 1時30分		歯の健康手帳、仕上げみがき用歯ブラシ、 フェイスタオル
9月24日(水)	育児プレスタート講座 ※要事前申込み	令和7年12月～令和8年2月 出産予定の妊婦さんと家族	午前9時50分～ 10時		母子手帳、筆記用具、水分補給用の飲み物
9月26日(金)	絵本と遊ぼう赤ちゃん広場 (ブックスタートフォローアップ)	令和7年2～5月生	午前9時50分～ 10時		読書通帳、バスタオル1枚、ミルク、オムツ等

◆健康相談◆ 相談日 9月1日(月)、16日(火)

《定期健康相談》 午前9時～正午

一般健康相談(血圧測定、健診結果、こころの相談等)を行います。ご相談の方は**健康福祉課③番窓口**へお越しください。

来庁できない方は、電話相談【☎(32)0810】も可能です。

《介護相談》 午前9時～正午

介護相談(介護について、認知症について、成年後見人制度等)を行います。ご相談の方は**健康福祉課②番窓口**へお越しください。

来庁できない方は、電話相談【☎(32)0690】も可能です。

《妊婦さんとパパ・ママの定期健康相談》

午前10時～正午(受付:午前11時30分まで)

母子健康手帳の交付、育児相談、お子さんの身体計測等による発育・発達相談、妊婦さんと子育て中のお父さんとお母さんの心と身体の個別相談を行います。ご相談の方は**福祉避難所「てとて」**へお越しください。保健師と助産師が対応します。

《人間ドック・特定健診》

▼期日/9月8日(月)

9月17日(水)

▼場所/最上検診センター

▼受付/対象者に別途通知

▼対象/紫山、沖の原、西堀、
鼠沢、木友、小松

《呼吸器健診》

▼期日/9月29日(月)

▼場所/農村環境改善センター

▼受付/午後1時30分～2時

▼対象/小松、長者原、福寿野、
富田第1・第2、馬形、
瀬脇、堀内、実栗屋、
洲崎、横山、真木野、
新堀、西又・松橋

9月は健康増進普及月間です

☆健康診断を受けましょう☆

○若いうちから健康診断を受けて、自分の健康状態を把握しましょう。

○早期からの健康管理に努め、生活習慣病を予防しましょう。

○町健康診断は40歳未満の方も受診できます。希望する方はご連絡ください。

～1に運動 2に食事 しっかり禁煙 良い睡眠～

9月10日～16日は自殺予防週間です

自殺予防週間にあわせ、こころの健康相談統一ダイヤルの相談期間を拡充します。(全国共通)

▼相談時間/午前9時～午後5時

(昼休み、土、日も対応)

▼相談電話番号/0570(064)556

※「心の健康相談ダイヤル」【☎023(631)7060】からも相談できます。



※いずれの事業もふるさと納税を活用しています。

※令和7年度の健診日程表は健康カレンダーに掲載しています。

※呼吸器健診の場所が変更になりました。

※日程の変更・キャンセル・送迎の希望は最上検診センター【☎(23)3411】まで。

▼問い合わせ/舟形町健康福祉課地域保健係 ☎(32)0810